で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成25年度から平成28年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

［略］

α　平成25年度から平成29年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特別支援学校費の算定に用いた特別支援学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数（指定都市を包括する道府県にあつては、当該指定都市の平成30年改正前の省令第10条第16項の算式の符号B算式の符号 b_1 の数、同項の算式の符号C算式の符号 c_1 の数及び同項の算式の符号D算式の符号 d_1 の数の合計数を加算するものとし、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県及び新潟県にあつては、平成25年度から平成29年度までの各年度の東日本大震災復興特別会計予算から交付される義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条の規定による負担金を受ける教職員の数（宮城県及び新潟県にあつては、区域内の指定都市における教職員数を加算するものとする。）として総務大臣が調査した数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特殊教育諸学校費の算定に用いた特殊教育諸学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）

β　平成25年度から平成29年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に警察法施行令附則第25項により加えられたものの数を、岩手

で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成24年度から平成27年度の各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

［同左］

α　平成24年度から平成28年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特別支援学校費の算定に用いた特別支援学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県及び新潟県にあつては、平成24年度から平成28年度までの各年度の東日本大震災復興特別会計予算から交付される義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条の規定による負担金を受ける教職員の数として総務大臣が調査した数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特殊教育諸学校費の算定に用いた特殊教育諸学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）

β　平成24年度から平成28年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に警察法施行令附則第25項により加えられたものの数を、岩手